

平成 26 年度健康食品試買調査結果

(平成 27 年 3 月 23 日現在)

1 実施期間

平成 26 年 5 月から平成 27 年 3 月まで

2 品目数および購入方法

125 品目を購入し、調査を行った。

このうち、45 品目を都内の健康食品売場等で購入し、80 品目をインターネット等の通信販売で購入した。

3 表示・広告検査結果

【食品の表示・広告に関する主な規定事項】

食品衛生法：名称、添加物、期限表示等の表示の遵守

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）：原材料名等の表示の遵守

健康増進法：栄養表示基準の遵守、健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示の禁止

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）：優良誤認、有利誤認等不当表示の禁止

医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）：医薬品的効能効果等の標ぼうの禁止

特商法（特定商取引に関する法律）：通信販売の広告の義務表示、誇大広告等の禁止

表 1 購入方法別品目数内訳 ()内はいずれかの法令に違反又は違反している疑いのある品目数

製品群	品目数	購入方法別品目数	
		店舗購入 品目数	インターネット等購入 品目数
美白、美容、美肌	16 (14)	5 (3)	11 (11)
関節機能の維持・改善	9 (6)	3 (1)	6 (5)
骨・筋力サポート	6 (4)	3 (1)	3 (3)
ダイエット効果	14 (13)	4 (3)	10 (10)
抗糖化・エイジングケア	9 (7)	2 (0)	7 (7)
男性機能向上	16 (14)	6 (4)	10 (10)
バストアップ	5 (5)	1 (1)	4 (4)
睡眠改善	6 (6)	0 (0)	6 (6)
放射線予防・除去	2 (2)	0 (0)	2 (2)
育毛・発毛	5 (5)	0 (0)	5 (5)
健康茶※	14 (12)	8 (6)	6 (6)
視力回復	9 (4)	6 (1)	3 (3)
脳活性・記憶力向上	4 (4)	2 (2)	2 (2)
抗酸化	2 (2)	1 (1)	1 (1)
その他	8 (7)	4 (3)	4 (4)
合計	125 (105)	45 (26)	80 (79)

※健康茶：ダイエット効果が目的と思われる茶を除く。

表2 法令別違反又は違反の疑いの品目数の内訳

製品群	食品衛生法	JAS法	健康増進法	医薬品医療機器等法	景品表示法	特商法
美白、美容、美肌	8	6	8	11	2	4
関節機能の維持・改善	3	2	3	5	0	2
骨・筋力サポート	2	4	1	2	4	3
ダイエット効果	6	6	4	8	5	6
抗糖化・エイジングケア	4	4	3	6	2	2
男性機能向上	7	5	3	9	7	8
バストアップ	4	4	4	4	2	3
睡眠改善	3	3	4	5	1	2
放射線予防・除去	1	1	1	2	1	1
育毛・発毛	3	2	2	5	4	4
健康茶	4	6	4	6	5	3
視力回復	2	3	2	3	0	1
脳活性・記憶力向上	2	2	1	2	1	1
抗酸化	2	2	1	1	1	1
その他	2	3	3	5	2	3
合計*	53	53	44	74	37	44

※ 複数の法令に違反又は違反の疑いのあるものは、各々計上しているため、表2の合計は表1の違反又は違反している疑いのある品目の合計（105品目）と一致しない。

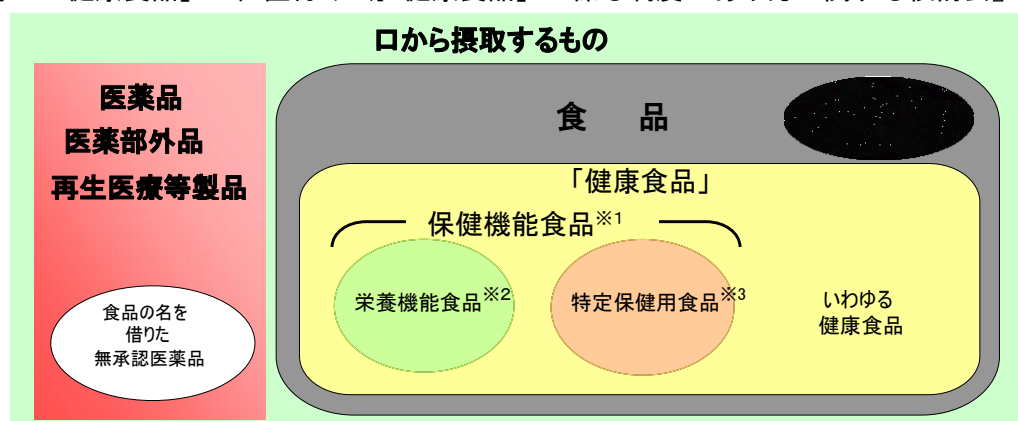
表3 法令で義務付けられている表示にかかる不適正な事例

<p>【食品衛生法やJAS法上の表示基準にかかる不適正な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造者の氏名及び所在地が記載されていない。 製造者又は加工者（輸入品にあつては輸入業者）の氏名（法人にあつてはその名称）及び所在地を記載する必要がある。（食品衛生法）（JAS法） ・ 食品添加物以外の原材料と食品添加物が分かれていない。 食品添加物以外の原材料と食品添加物は分けて表示する必要がある。（JAS法） ・ 表示文字が小さい。 表示可能面積が150cm²以上であるにも関わらず、表示の文字が8ポイント未満である。（食品衛生法）（JAS法） ・ 表示責任者の項目名が定められたものでない。 表示責任者の項目名は、製造者・販売者・加工者・輸入者のいずれかで記載する必要がある。（JAS法） ・ 期限表示の別途記載の箇所を具体的に記載していない。 消費期限又は賞味期限を枠外に記載する場合、記載箇所は、例えば「枠外下部記載」などと具体的に記載する必要がある。（食品衛生法）（JAS法） ・ 保存方法に開封後の取扱いが記載されている。 保存方法には開封前の取扱いのみを記載する必要がある。（JAS法） <p>【特商法上、通信販売広告の表示にかかる不適正な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返品に関する事項の表示が不明確である。 消費者の都合による返品への対応について、特別な決まりがある場合にはその内容を、ない場合にはないことを明らかにする必要がある。 ・ 表示すべき事項が不明示である。 事業者名、住所、電話番号、販売価格、送料、支払い方法、商品の引渡し時期などの表示が必要である。

表4 製品についての不適正な表示・広告の事例

<p>【健康増進法上、不適正な表示などの事例】</p> <p>(1) 栄養表示基準上不適正な表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養機能食品の定められた注意喚起の文言が記載されていない。 ・栄養成分を示唆する表記があるにもかかわらず、栄養成分表示がない。 ・含有量が上限値のみ（「〇g未満」）の表示となっている。 <p>(2) 健康の保持増進効果等に関する誇大な表示</p> <p>「認知症の短期記憶障害を改善」「アンチエイジング効果」 「風邪やインフルエンザの予防、回復」</p>
<p>【景品表示法上、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を阻害するおそれのある表示の事例】</p> <p>(1) 事実に基づく客観的根拠が無く消費者に優良誤認させる表示</p> <p>「〇〇〇後、体重急降下!?!」「たった4粒で翌朝どっさり!-2kg!?!」 「世界も認めた!!画期的サプリ・細マッチョへと導く!!」 「バストが数週間でワンサイズ大きくなりました!」</p> <p>(2) 販売実績がない価格を比較対象とした二重価格表示で消費者に有利誤認させる表示</p> <p>「通常5,480円のところ特別価格2,980円」</p>
<p>【医薬品医療機器等法上、医薬品とみなす標ぼうの事例】</p> <p>(1) 疾病の治療又は予防を目的とする効能効果に該当</p> <p>「認知症の予防」「関節炎症状に対する改善効果」「癌細胞を死滅させる」 「血圧を下げる作用を持つ」「不眠改善」「便秘解消」</p> <p>(2) 身体の組織機能の一般的増強・増進を主たる目的とする効能効果に該当</p> <p>「自然治癒力を高める」「記憶力、学習力を向上させる」「免疫力が向上」 「毛乳頭・毛母細胞の活性化」</p>

参考 「健康食品」の位置付け（『「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会』による）



- 食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品医療機器等法に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品はこれを含まない。（食品衛生法第4条第1項）

※1 保健機能食品

国が定めた安全性や有効性に関する基準など一定の条件を満たした食品をいい、国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」に分類される。

※2 栄養機能食品

健康の維持等に必要栄養成分（ミネラル、ビタミン）の補給を主な目的とし、定められた基準に従った表示が必要だが、国の審査・許可を受ける必要はない食品。

※3 特定保健用食品

食品の持つ特定の保健の用途を表示し、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受けた食品